

判決年月日	平成２１年７月２１日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事件番号	平成２１年（行ケ）第１００３６号		
○ 「輪ゴム」の意匠について本願意匠と引用意匠が類似しないとされた事例			

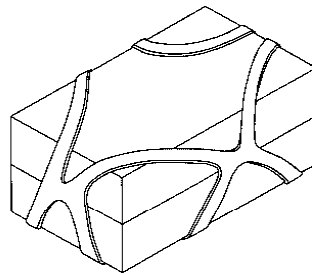
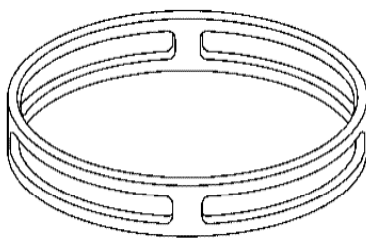
（関連条文） 意匠法3条1項3号

1 原告は、平成19年4月4日、意匠に係る物品を「輪ゴム」とする下記①の意匠（本願意匠）について意匠登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたので、不服の審判請求をし、特許庁は、上記請求を不服2008-10803号事件として審理した上、平成21年1月6日、下記②の意匠（引用意匠）と類似することを理由として「本件審判の請求は、成り立たない」との審決をしたので、原告が取消しを求めた事案である。

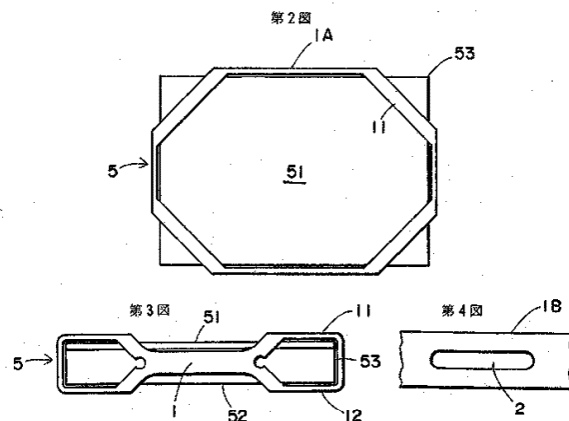
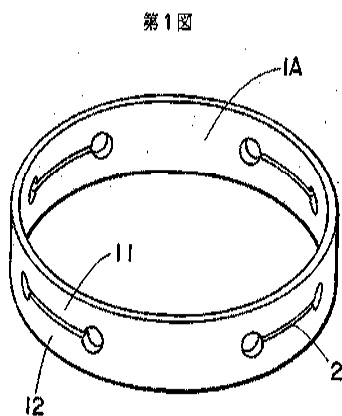
記

① 本願意匠

本願意匠の「使用状態を示す参考図1」



② 引用意匠



2 本判決は、次のとおり判示するなどして、審決を取り消した。

「本願意匠では、開口部が周側面において大きな部分を占めているとの印象を与えるが、引用意匠では、開口部は周側面の一部であるとの印象しか与えないという、需要者に注目される大きな違いがあるといえることができる」

「引用意匠によって方形体の物品を結束する場合に、引用意匠の四つの開口部にその方形体の四隅を挿入したときの引用意匠の使用態様は、一つの間隔部が一辺を形成することとなって、その間隔部は四つあるから、合計４辺と、開口部が形成する四つの辺とを合わせた合計８辺で方形体の物品の平面及び底面を結束している状態となり、これらの８辺をいずれも明確に認識することができる…。

一方、本願意匠によって方形体の物品を結束する場合、その物品が雑誌のように薄いものであるときは、本願意匠の四つの開口部に方形体の四隅を挿入すると、平面及び底面方向から見れば、八角形となるものの、その形状は四角形に近く、４辺のみが目立つことになる…。

また、本願意匠によって方形体の物品を結束する場合、その物品が箱のように厚いものであるときは、前記『本願意匠』図面の『使用状態を示す参考図１』のようになる。引用意匠においては、方形体側面に沿った部分で間隔部が方形体側面の上辺及び下辺と平行の長形状となる…のに対し、本願意匠においては、間隔部は４方に伸びる輪ゴムの結節点であるにすぎない…。

以上のとおり、方形体の物品を結束する場合、その物品が雑誌のように薄いものであっても、箱のように厚いものであっても、本願意匠と引用意匠とでは、その使用形態に差異が生ずるというべきである。」

「…本願意匠では、開口部が周側面において大きな部分を占めているとの印象を与えるが、引用意匠では、開口部は周側面の一部であるとの印象しか与えないという需要者に注目される大きな違いがある上、…使用形態においても差異があるから、本願意匠と引用意匠とが意匠法３条１項３号により類似するということとはできない。」